

## 京都府立植物園写真撮影運営事業者募集概要

京都府立植物園の商用目的の結婚写真の前撮りや記念写真撮影などについて、安全かつ円滑にできるよう、管理・運営等を植物園記念写真等撮影運営事業として事業者を下記のとおり募集する。

### 記

#### 1 事業者の決定方法

当該事業に伴う植物園使用料として一般競争入札を実施し、植物園が設定する最低使用料以上の額で、かつ、最高の額の入札をした者を事業者とする。決定した事業者には地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の使用許可を行うものとする。

#### 2 事業内容

##### ① 企画販売

植物園での商用目的の写真撮影及び利用者からの撮影募集、広報、予約等受付、選定、問い合わせ等窓口の開設及び対応など

##### ② 管理運営

植物園内撮影場所の調整、違反・迷惑行為等防止巡視、苦情対応など

##### ③ 事業対象外

学校、幼稚園等の写真撮影、個人的記念撮影など

#### 3 入札参加資格

- ・直近の 3 年間に挙式などの記念撮影に係る営業を行っている者

#### 4 使用料等について

- ・使用許可の期間は、最大 3 年間（毎年度許可更新）
- ・使用料は 1 組当りの単価に対し、使用した組数を乗じた額を使用料とする。なお、被写体 1 人、その関係者（新郎又は新婦含む）、カメラマン及び撮影補助者を 1 組とする。
- ・使用料は定期（月、四半期締め等）で実績報告を植物園に行い、植物園の発行する納入通知書で納入する。
- ・本事業の上記使用料にかかわらず、撮影に係る植物園入園については、通常の入園者として条例で定める使用料（一般 200 円）を別途植物園に支払うものとする。